ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　町は、ＪＲ只見線（以下「只見線」という。）の全線再開通及び利用の促進を図るため、町内のボランティア団体、老人会、婦人会、商工観光団体、集落、学校、企業及びその他の団体（以下「団体等」という。）が実施する事業等に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成１２年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの訓令の定めるところにより補助金を交付する。

２　只見線とは、小出駅～会津若松駅の区間を指す。

３　団体等とは、町内既存団体又は町民５人以上で構成するグループを指す。

（補助金交付の要件）

第２条　対象となる事業は、団体等が実施する事業等のうち、只見町長（以下「町長」という。）が只見線の利用促進やＰＲ、沿線地域の活性化等につながると認めた事業とする。

（補助金交付の内容）

第３条　団体等が実施する事業等に要する経費を予算の範囲内で補助するものとし、１事業につき原則として１０万円を上限とし、事業費が１０万円を超える分及び経費として認められない費用については、団体等が負担しなければならない。ただし、上限額について町長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

（事業例と補助対象となる経費等）

第４条　この要綱により実施する事業の事業例と補助の対象となる経費例は、別表に掲げるとおりとし、年度内に完了するものとする。

（補助金交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付申請書（第１号様式）

（２）収支予算書（第２号様式）

（補助金交付の決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、第３号様式により、申請団体等に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第７条 補助金交付の決定を受けた団体等は、先に提出した事業計画を変更しようとするとき、又は変更したときは、直ちにＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金計画変更承認申請書（第４号様式）を提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第８条　補助金交付の決定の通知を受けた団体等は、事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出し、その実績を報告しなければならない。

（１）ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金実績報告書（第５号様式）

（２）収支精算書（第６号様式）

（補助金の請求及び交付）

第９条　補助金の交付は、補助事業が終了した後に補助金交付の決定を受けた者の請求により行うものとする。

２　補助金交付の決定の通知を受けた者は、補助事業が完了した後に前条の実績報告書とあわせてＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付請求書（第７号様式）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、事業推進上、特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず規則に定める補助金等について、ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付概算払請求書（第８号様式）の方法による補助金の交付をすることができる。

（補助金交付の決定の取消又は返還）

第10条　町長は、補助金交付の決定の通知又は補助金交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）申請書及び添付書類等に虚偽の記載があったとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付条件及び町長の指示に違反したとき。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２５年５月１日から施行する。

　附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

別表

１ 事業例と補助の対象となる経費の例

|  |  |
| --- | --- |
| 事業例 | 経費例 |
| ・駅前の除雪、駅周辺の清掃、美化活動のボランティア活動の実施 | ごみ袋、軍手、スコップ等の購入費、花や苗木の購入費 等 |
| ・鉄道シンポジウムやフォーラムの開催 | ポスターやチラシの作成費、講師の謝金や旅費、会場借上げ料 等 |
| ・只見線を利用した町内・町外観光ツアーの企画 | ポスターやチラシの作成費、広告費、参加者の只見線の列車運賃、施設入場料、講師やガイドの謝金や旅費 等 |
| ・沿線地域の社会見学など学校行事や保育所行事での只見線の積極的な利用 | 参加者の只見線の列車運賃、施設入場料、講師やガイドの謝金や旅費 等 |
| ・駅前や駅前商店街等でのコンサート、フリーマーケット、物産販売イベントの開催等 | ポスターやチラシの作成費、イベント司会の謝金や旅費、会場や備品借上げ料 等 |
| ・只見線を利用する子供会ツアー  ・只見線を利用する老人クラブ研修旅行  ・只見線を利用する婦人会研修旅行 | ポスターやチラシの作成費、参加者の只見線の列車運賃、講師やガイドの謝金や旅費 等 |
| ・沿線スタンプラリー  ・沿線フォトコンテスト | ポスターやチラシの作成費、講師やガイドの謝金や旅費、賞品の購入費 等 |

※ 上記は、事業例であり、これ以外の事業を実施しても差し支えない。

２ 補助の対象外となる経費

・ 団体等の事務備品（机、椅子、パソコン等）の購入費

・ 団体等の事務所の維持運営費（事務室賃借料、光熱水費等）

・ コピー用紙、プリンターインク、ノベルティ、写真、飲食代、接待費用、贈答品の購入費、講師やガイド以外の宿泊費

* 旅行等参加者の参加キャンセルにより発生する経費

・ 上記のほか、社会通念上、補助することが適当とは認められない経費

第１号様式（第５条関係）

ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体等の名称 | | 構成人数（　　人） |
| 所在地 | | 〒  只見町大字　　　　字 |
| 代表者の職氏名 | |  |
| 担当者名、連絡先 | | 氏名　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 事  業  計  画 | 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 計画の内容 |  |
| 事業の着手及び完了予定年月日 | 着手　平成　　年　　月　　日  完了　平成　　年　　月　　日 |
| 実施場所（地域） |  |
| 参加（予定）人数 | 人 |
| 事業費 | 円 |
| 申請金額 | | 円 |
| 上記のとおり申請します。  平成　　年　　月　　日  団　 体 　名  代表者職氏名　　　　　　　　　　　 　　印  　只見町長　目黒吉久　様 | | |

※　団体等の会則及び事業計画等の写しを添付してください。

第２号様式（第５条関係）

収 支 予 算 書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予算額 | 備考（積算内訳等） |
| 町補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

※　町補助金は上限１０万円。

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予算額 | 備考（積算内訳等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

第３号様式(第６条関係)

只見町指令総第　　号

【住　　所】

　　　　　　　　【団 体 名】

　　　　　　　　【代表者名】

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった平成　　年度ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金について下記条件を付して、金　　　　　　　　円を交付する。

　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　只見町長　目黒　吉久

記

条　　件

補助金の交付の決定を受ける者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

１．申請書及び添付書類等に虚偽の記載があったとき

２．補助金を他の用途に使用したとき

３．補助金交付条件及び町長の指示に違反したとき

第４号様式（第７条関係）

平成　　　年　　　月　　　日

　只見町長　目黒　吉久　様

【住　　所】

　　　　　　　　　　　【団 体 名】

　　　　　　　　　　【代表者名】　　　　　　　　　　　　　㊞

ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金計画変更承認申請書

下記により、平成　　　年度ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金の事業計画を変更したいので、ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、承認されたく申請します。

記

１　補助金交付決定年月日及び指令番号

　　　平成　　　年　　　月　　　日付け只見町指令総第　　　号

２　変更理由

３　変更事業計画の内容

第５号様式（第８条関係）

ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金 実績報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体等の名称 | | （構成　　人数） |
| 所在地 | | 〒 |
| 代表者の職氏名 | |  |
| 担当者名、連絡先 | | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 事  業  実  績 | 事業の名称 |  |
| 実施内容 |  |
| 事業の着手及び完了年月日 | 着手　平成　　年　　月　　日  完了　平成　　年　　月　　日 |
| 実施場所（地域） |  |
| 参加人数 | 人 |
| 事業実施の効果 |  |
| 事業費 | 円 |
| 助成金決定額 | | 円 |
| 上記のとおり報告します。  平成　　年　　月　　日  団　 体 　名  代表者職氏名　　　　　　　　　　　 　　印  　只見町長　目黒吉久　様 | | |

※　実施内容の分かる資料（写真、パンフレット等の成果品）を添付してください。

第６号様式（第８条関係）

収 支 精 算 書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 精算額 | 予算額 | 比較 | 備考（内訳等） |
| 町補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

※　協議会助成金は上限１０万円。

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位:円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 精算額 | 予算額 | 比較 | 備考（内訳等） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

※　金額の根拠が分かる資料（領収書等の写し）を添付してください。

第７号様式(第９条関係)

平成　　年　　月　　日

　只見町長　目黒吉久　様

【住　　所】

　　　　　　　　　　　　【団 体 名】

　　　　　　　　　　　【代表者名】　　　　　　　　　　　　㊞

ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付請求書

　平成　　年　　月　　日付け　只総第　号で交付決定のあったＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金について、ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 請求金額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |  |

内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 円 | |
| 補助金既受領額 | 円 | |
| 今回請求額 | 円 | |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 預金口座 | 普通・当座 |
| (フリガナ)  口座名義人 |  |
| 備考 |  | |

第８号様式(第９条関係)

平成　　年　　月　　日

　只見町長　目黒吉久　様

【住　　所】

　　　　　　　　　　　　【団 体 名】

　　　　　　　　　　　【代表者名】　　　　　　　　　　　　㊞

ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付概算払請求書

　平成　　年　　月　　日付け　只総政第　号で交付決定のあったＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金について、ＪＲ只見線全線再開通促進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 請求金額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |  |

内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 円 | |
| 補助金既受領額 | 円 | |
| 今回請求額 | 円 | |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 預金口座 | 普通・当座 |
| (フリガナ)  口座名義人 |  |
| 備考 |  | |